

区 分	町 長	副 町 長	課 長	参 事	係 長	合 議
決 裁 年 月 日	平成 29 年 4 月 18 日			提 案 者	農林課農業振興係 主事 荻本 正 ㊟	
件 名	八雲町育成牧場運営協議会					
開 催 日 時	平成 29 年 4 月 17 日 午前 10 時 00 分より			開 催 場 所	育成牧場会議室	
処 理 - 頁 末						
<p>1. 出席者 別紙のとおり</p> <p>2. 会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年は事故もあり今後の牧場運営を考えていきたい ● 牧場を活用して酪農を発展させたい ● 未来を見据えた投資をしていきたい <p>3. 協議事項 詳細は別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成28年度育成牧場運営状況について(説明:荻本) <ul style="list-style-type: none"> ● 了承 ◇ 平成29年度育成牧場関係予算について(説明:荻本) <ul style="list-style-type: none"> ● 了承 ◇ 平成29年度委託牛の受入について <ul style="list-style-type: none"> ● 入牧開始は5月1日か5月8日頃として、草の生育を見て決めて良い ● 5月18日(木)に体重測定を行う事に決定 ● せたな町の公共牧場が運営されない時、受け入れることについて了承 ● 精液の確保についても、せたな町の選定牛を利用する事も可能なので、詳細については共済も交えて検討する ◇ 今後の運営について <ul style="list-style-type: none"> ● 条例・規則の改正(案)について了承 ● 指定管理者の募集時に明示する事項(案)について了承 ● 未来に向う投資であれば町としてやっていく、牧場全体が有効に使われるなら良い(町長) ● 赤字対策をしなくて良いのか、収入を上げる話し合いをする必要があるのではないか(小笠原) ● 収支を合わせる必要がある、どんな規模で何をするか、儲けるには何をすれば良いか考えてくれたら良い(町長) ● 有機JASを取って欲しい、一部の圃場でも良い(小笠原) ◇ その他 <ul style="list-style-type: none"> ● 北里大学との連携を考えている、雑草対策・裸地対策等大学の持っている技術を育成牧場で活用できるよう、取り組みを行う(加藤) 						

八雲町育成牧場運営協議会議案

日 時 平成29年 4月17日

午前10時00分

場 所 八雲町育成牧場会議室

1. 会長挨拶
2. 平成28年度運営状況について
 - ① 28年度決算見込み (P1)
 - ② 委託牛繁殖管理状況 (P2)
3. 平成29年度育成牧場関係予算について (P3)
4. 平成29年度委託牛の受入について
 - ① 平成29年度の申込状況(P4~5)
 - ② 入牧月日 月 日()
5. 今後の運営について
 - ① アンケート調査について(P6~7)
 - ② 八雲町育成牧場条例改正(案)について (P8~11)
 - ③ 指定管理者の募集時に明示する事項(案)について(P12)
6. その他

平成28年度育成牧場関係決算見込

歳入

(単位:千円)

科目	予算額	決算見込額	差引	備考
育成牧場使用料	14,164	17,236	3,072	
雑入	19	24	5	
繰入金相当額	15,738	9,534	△ 6,204	
計	29,921	26,794	△ 3,127	

歳出

(単位:千円)

科目	予算額	決算見込額	差引	備考
報酬	112	112	0	
共済費	1,315	1,114	201	
賃金	8,334	8,333	1	
旅費	20	5	15	
需用費	2,925	2,571	354	
役務費	309	292	17	
委託料	352	352	0	
使用料及び賃借料	576	25	551	
工事請負費	1,221	1,166	55	
原材料費	2,233	476	1,757	
備品購入費	58	52	6	
負担金補助及び交付金	160	160	0	
補償補填及び賠償金	200	30	170	
公課費			0	
償還金(元金)	10,722	10,722	0	
償還金(利子)	1,384	1,384	0	
計	29,921	26,794	3,127	

八雲町育成牧場人工授精成績

1. 授精回数と受胎頭数(90日NR)

内容	受胎					胎牛					群					計	頭入授精数	頭入胎数	頭入授精数	頭入胎数	平均回数		
	1		2		3		4		5		計		不										
	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率	1	2	3							4	5
19年	70	58.8	23	19.3	7	5.9	1	0.8	3	2.50	104	87.4	6	3	3	2	1	15	12.6	639	44	1.62	
20年	108	56.3	40	20.8	13	6.8	4	2.1	5	2.60	170	88.5	9	6	5	1	1	22	11.5	810	79	1.64	
21年	69	53.5	27	20.9	9	7.0	5	3.9	1	0.80	111	86.0	8	4	2	3	1	18	14.0	728	63	2.01	
22年	70	47.6	30	20.4	10	6.8	6	4.1	3	2.00	119	81.0	10	7	8	3	3	28	19.0	335	91	1.76	
23年	70	50.0	40	28.6	4	2.9	4	2.9	2	1.40	120	85.7	8	4	4	4	4	20	14.3	777	96	1.66	
24年	77	60.6	19	15.0	13	10.2	3	2.4	2	1.60	114	89.8	4	4	4	1	1	13	10.2	574	39	1.62	
25年	60	57.7	16	15.4	5	4.8	0	0.0	5	4.80	86	82.7	12	3	1	2	2	18	17.3	561	30	1.56	
26年	56	47.9	31	26.5	7	6.0	3	2.6	1	0.90	98	83.8	7	6	5	1	1	19	16.2	500	36	1.67	
27年	43	50.0	19	22.1	9	10.5	2	2.3	0	0.00	73	84.9	9	2	2	2	2	13	15.1	335	44	1.62	
28年	43	58.9	20	27.4	4	5.5	3	4.1	0	0.00	70	95.9	1	1	1	1	1	3	4.1	73	563	43	1.59
平均	66.6	54.0	26.5	21.5	8.1	6.6	3.1	2.5	2.8	2.20	106.5	86.3	7.4	4.3	3.7	2.3	1.2	16.9	13.7	123.4	582.2	56.5	1.68

※連続授精は1回とする

2. 月別授精頭数と受胎頭数

内容	5月		6月		7月		8月		9月		10月		授精数	受胎数	受胎率					
	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率	授精数	受胎率								
19年	17	52.9	47	28	59.6	40	28	70.0	33	14	42.4	34	12	35.3	22	14	63.6	193	105	54.4
20年	32	40.6	43	23	53.5	41	24	58.5	82	48	58.5	67	34	50.7	50	28	56.0	315	170	54.0
21年	11	45.5	40	22	55.0	31	18	58.1	56	30	53.6	44	17	38.6	32	19	59.4	214	111	51.9
22年	9	55.6	26	19	73.1	39	17	43.6	56	17	30.4	61	31	50.8	68	30	44.1	259	119	45.9
23年	0	0.0	45	25	55.6	41	24	58.5	42	13	31.0	65	38	58.5	39	20	51.3	232	120	51.7
24年	2	50.0	31	14	45.2	42	24	57.1	37	21	56.8	50	25	50.0	44	28	63.6	206	113	54.9
25年	0	0.0	21	15	71.4	19	10	52.6	36	15	41.7	45	28	62.2	41	18	43.9	162	86	53.1
26年	5	60.0	28	18	64.3	38	19	50.0	36	18	50.0	59	24	40.7	29	16	55.2	195	98	50.3
27年	22	31.8	21	12	57.1	27	13	48.1	20	11	55.0	37	21	56.8	12	9	75.0	139	73	52.5
28年	4	75.0	29	19	65.5	21	12	57.1	16	8	50.0	23	11	47.8	23	17	73.9	116	70	60.3
内新規	4	50.0	26	18	69.2	13	4	30.8	6	3	50.0	14	7	50.0	10	9	90.0	73	43	58.9
平均	10.2	45.1	33.1	19.5	58.9	33.9	18.9	55.8	41.4	19.5	47.1	48.5	24.1	49.7	36.0	19.9	55.3	203.1	106.5	52.4

3. 種牡牛別使用数と受胎率

種牡牛	H県187	H県236	H県197	その他	肉用牛	X	55731	その他	乳用種	計
使用数	33	28	24	26	111	2	1	2	5	116
使用率	28.4	24.1	20.7	22.4	95.7	1.7	0.9	1.7	4.3	100.0
受胎数	23	12	16	14	65	2	1	2	5	70
受胎率	69.7	42.9	66.7	53.8	58.6	100.0	100.0	100.0	100.0	60.3

平成29年度育成牧場関係予算

歳入		(単位:千円)		
科目	予算額	前年度予算額	差引	備考
育成牧場使用料	9,826	14,164	△ 4,338	
雑入	102	19	83	
繰入金相当額	18,261	14,843	3,418	
計	28,189	29,026	△ 837	

歳出		(単位:千円)		
科目	予算額	前年度予算額	差引	備考
報酬	112	112	0	
共済費	1,407	1,315	92	
賃金	8,560	8,207	353	
旅費	22	20	2	
需用費	2,971	2,030	941	
役務費	319	309	10	
委託料	351	352	△ 1	
使用料及び賃借料	425	576	△ 151	
工事請負費		1,221	△ 1,221	
原材料費	2,276	2,360	△ 84	
備品購入費	134	58	76	
負担金補助及び交付金	160	160	0	
補償補填及び賠償金	200	200	0	
公課費	10		10	
償還金(元金)	10,278	10,722	△ 444	
償還金(利子)	964	1,384	△ 420	
計	28,189	29,026	△ 837	

平成29年度八雲町育成牧場 地区別・月齢別人頭申込頭数

平成29年4月10日現在

月齢 生月	28.11	28.10	28.09	28.08	28.07	28.06	28.05	28.04	28.03	28.02	28.01	27.12	27.11	27.10	27.09	27.08	27.07	27.06	名簿 未提出	合計	申込戸数		
	~5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22~			29年度	前年度	
山崎		4	1			1	1	1	1		2	2	3	1							17	3	3
花浦					4	1		1													6	1	
立岩	2		1	1	3	3	3	2	5	1	1		1		1	1					25	3	3
譽日		1		2	3	7	3	1	2	1	1	3	2					10			36	2	
大新												1		1		1		5			8	1	
熱田	2			2	1	2	1		1	1		1						2			13	2	2
野田生				2			1	3		2	3		2								13	1	1
東野					1		1	4	1									4			11	1	
旭丘						1		2	1	1		2									7	1	1
小計	4	5	2	7	12	15	10	14	11	6	7	9	8	2	1	2	0	21	0	136	15	10	
町外 (乳)																					0		
町外 (肉)																					0		
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	5	2	7	12	15	10	14	11	6	7	9	8	2	1	2	0	21	0	136	15	10	
前年度	3	2	1	10	7	9	9	11	12	11	14	11	6	3	4	2	3	34		152			

平成29年度八雲町育成牧場個人別申込頭数

地区	畜主氏名	頭数	地区	畜主氏名	頭数
山崎	田中 敏彦	3	熱田	水野 貞夫	4
	野田 由香理	7		前川 和也	9
	田村 正明	7			
	3 戸	17		2 戸	13
花浦	渡辺 祐造	6	野田生	丹羽 正幸	13
	1 戸	6		1 戸	13
立岩	都築 岳志	9	東野	田原 隆行	11
	猪子 敏夫	6			
	関口 有一	10		1 戸	11
			旭丘	服部 晴彦	7
	3 戸	25		1 戸	7
春日	佐藤 正之	8	町外		
	大井 篤子	28			
	2 戸	36		0 戸	0
大新	石田 智也	8			
			合計	15 戸	136
	1 戸	8	28年度	10 戸	152

事 務 連 絡

平成29年 4月10日

牛飼養者各位

八雲町経営・生産対策推進会議

幹事長 加藤 貴久

公共牧場利用要望に関するアンケート調査について

春暖の候、貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より農業振興に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町では現在、「八雲町育成牧場」の利用率向上のため、機能の充実(哺育期から妊娠8ヶ月までの周年預託の実施など)について検討を行っており、意向把握のため、昨年も同様のアンケートを実施しましたが、回収率が低く、今後の方針を決めるまでに至りませんでした。

つきましては、改めて今後の「八雲町育成牧場」の在り方について、ご意見・ご要望を頂きたく、別紙アンケートを行いますので、大変お忙しい中恐縮ではございますが、ご協力頂きますようお願い致します。

なお、返信はファックスにより下記へ送付頂きますようお願い致します。

記

1. 返信期日 平成29年 4月17日(月)まで
2. 返信先 農林課農業振興係 FAX 62-2149

八雲町役場農林課農業振興係(荻本)

TEL 0137-62-2203 内線 322

FAX 0137-62-2149

アンケート調査票

地区名 _____ 氏名 _____

1. 育成牧場を利用する希望はありますか、該当するものに○を付けて下さい。

(複数回答可)

(ア) () 哺育牛を通年で利用したい(利用頭数 頭/年)

〈案〉 0ヶ月から6ヶ月齢まで、1日550円程度

〔費用計算例〕 6ヶ月間利用して1頭当たり10万円程度の預託料

(イ) () 育成牛を通年で利用したい(利用頭数 頭/年)

〈案〉 6ヶ月以上妊娠8ヶ月まで、冬期1日600円程度・夏期1日260円程度

〔費用計算例〕 生後6ヶ月～22ヶ月まで利用して1頭当たり21万円程度の預託料

(ウ) () 夏期間だけ利用したい(今までどおり)(利用頭数 頭/年)

(エ) () 冬期間だけ利用したい(利用頭数 頭/年)

(オ) () 利用しない

2. 1の(オ)に○をした人にお伺いいたします、利用しない理由は何ですか、

○を付けて下さい。(複数回答可)

① 発育が心配 ② 受胎率が悪そう ③ 伝染病が心配 ④ 預託料が高い

⑤ 自前の育成舎で足りる

⑥ その他()

3. その他、八雲町育成牧場を酪農・畜産振興に活かすためのご意見がありましたらご記入ください。

以上です、ご協力ありがとうございました。

○八雲町育成牧場条例(案)

平成17年10月1日

条例第101号

改正 平成17年11月17日条例第161号

平成20年3月26日条例第8号

平成26年3月19日条例第3号

(設置)

第1条 乳用牛及び肉用牛の健全な育成を促進し、酪農経営及び肉用牛経営の合理化並びに安定化を図り、もって八雲町の農業の振興に資するため、育成牧場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 育成牧場の位置及び名称は、次のとおりとする。

名称 八雲町育成牧場

位置 二海郡八雲町熱田

(利用者の範囲)

第3条 八雲町育成牧場(以下「育成牧場」という。)は、八雲町内において乳用牛又は肉用牛の子雌牛(以下「子雌牛」という。)を育成しようとする農業者に利用させるものとする。

2 町長は、育成牧場の管理上支障がないと認めるときは、子雌牛を育成しようとする町外の農業者に利用させることができる。

3 町長は、特別の事情があると認めるときは、前2項に規定する者以外の者に臨時に利用させることができる。

(育成の対象)

第4条 育成牧場において育成の対象とする子雌牛は、生後6箇月以上妊娠8箇月以内とする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは当該期間を短縮し、又は延期することができるものとする。

(利用の許可)

第5条 育成牧場を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は前項の許可を与える場合において、育成牧場の管理上必要があるときはその利用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、委託した

子雌牛（以下「委託牛」という。）について、次に掲げる額の使用料を納めなければならない。ただし、特別の事由により利用を許可する場合の使用料の額は、委託牛1頭につき夏期間1日300円、冬期間1日410円の範囲内において町長が別に定めるものとする。

- (1) 夏期間 1日につき 15箇月未満220円 15箇月以上260円
- (2) 冬期間 1日につき 280円

2 前項第1号の夏期間とは、毎年5月1日から11月30日までとし、同項第2号の冬期間とは、毎年12月1日から翌年4月30日までとする。

3 使用料の納付期間は、別に定める。

(使用料の減免)

第7条 町長が特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(変更の許可)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- (1) 利用期間の変更
- (2) 納付期間の変更

(指示)

第9条 町長は、委託牛が疾病その他の理由によって、育成牧場の管理に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該利用者に対して、必要な指示をし、又は許可の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(事故の補償)

第10条 町長は、管理上の責めによって委託牛に事故が生じたときは、規則で定めるところにより事故補償をするものとする。

(違反に対する措置)

第11条 町長は次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その利用の許可を取り消し、当該違反の事実が発生したときから当分の間利用を許可しないことができる。

- (1) 第6条に規定した使用料を、定められた期間内に納付しないとき。ただし、第8条第2号の規定により町長の許可を受けた場合はこの限りでない。
- (2) 利用者が第9条の規定の指示に従わないとき。
- (3) 利用者がこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、当該違反により損害が生じたときは、当該違反者はその損害を賠

償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 育成牧場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 育成牧場の使用の許可及び制限に関すること。
- (2) 育成牧場の利用の許可の取消し等に関する業務
- (3) 育成牧場の維持管理に関する業務
- (4) 育成牧場運営事業の計画及び実施に関する業務
- (5) 育成牧場の使用料の徴収に関する業務
- (6) その他町長の定める業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第3条から第11条までの規定の適用については、これら規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八雲町乳牛育成牧場条例(昭和41年八雲町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行の日の前日までに利用の許可を受けた育成牧場に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成17年11月17日条例第161号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成29年 月 日から施行する。

指定管理者の募集時に明示する事項(案)

- ① 施設の概要
 - 名称 八雲町育成牧場
 - 位置 二海郡八雲町熱田
 - 草地面積 170ha
- ② 申込受付期間
 - 未定
- ③ 使用料金に関する事項
 - 施設に係る使用料を当該収入として収受することができる。
- ④ 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下、「指定期間」という。)
 - 未定
- ⑤ 申請の資格
 - 牛の管理技術・草地管理技術を有する者
- ⑥ 選定方法及び基準
 - 選定委員会による選定
 - 八雲町酪農・畜産の振興に資する事業計画であること。
- ⑦ 管理業務の範囲及び具体的内容
 - 育成牧場の使用の許可及び制限に関する業務
 - 入牧希望牛の募集業務
 - 利用申し込みの受付に関する業務
 - 牧場使用の許可及び制限並びに取消
 - 育成牧場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 利用期間開始時の現場準備及び終了後の現場整理等に関する業務
 - 牧柵など施設の日常点検及び破損箇所等の補修に関する業務
 - 育成牧場運営事業の計画及び実施に関する業務
 - 業務遂行に必要な管理人等の人員の確保・配置
 - 施設管理に必要な資材等の購入に関する業務
 - 施設管理に必要な機械類の調達に関する業務
 - 入退牧時における預託牛の誘導、索引に関する業務
 - 入牧中の預託牛の健康管理に関する業務
 - 牧場内の草地の管理に関する業務
 - 管理記録の作成に関する業務
 - 牛の個体移動情報の報告に関する業務
 - 使用料の徴収に関する業務
 - 前各号に掲げるもののほか、牧場運営に関して町長が必要と認める業務
- ⑧ その他町長が指定する事項